労働協約闘争に決起した――

アメリカの炭鉱労働者

要求を支持し、連帯

炭労大会　勝利を期待し激電

三月八～九の両日東京で開かれた炭労大会は、今労働協約の改訂などめざしストライキで闘っているアメリカ炭鉱労働者の要求を支持し、団結の勝利を期待して連帯することを表明、激電をおくった。

次は、炭労中執が大会に提案した内容である。

×

アメリカ炭鉱労働組合（UMWA）傘下の炭労国際資料（1978年2月　No.2）

日本炭鉱労働組合

部門十六万人労働者の労働協約改訂闘争は、三月六日タフト・ハートレー法発動による政府の全面介入、ストライキ抑圧の新局面にはいった。

昨年九月から交渉が開始されながら、経営者側の交渉ひきのばしにあい、十二月六日の前協約失効とともに全国でスト突入を余儀なくされたアメリカの炭鉱労働者は、ピケ隊員射殺事件、政府によるエネルギー緊急事態宣言など、あらゆる形態の圧迫に屈せず、頑強なストライキをつづけてきた。

要求は何か

かれらの要求は、炭鉱労働にふさわしい賃金、作業の安全確保、退職年金、保健基金の経営者負担による改善、労働の基本権をめぐる山元苦情処理だったが、経営者側によりこじれたのである。

経営者側は、賃上げをしぶっただけでなく、山元ストライキをすべて非合法とし、参加した者にはきびしい罰金を科すとの態度に固執した。

二月十四日（スト突入七十一日目）カーター大統領は、中断していた労資交渉の再開を要求、その結果いかんによりタフト・ハートレー法を発動すると示唆した。

そのなかで経営者側は賃上げで若干の譲歩をおこない、三七パーセントの引上げを提示、組合側と仮調印した。

三月四日から、全組合の批准投票。労働者は山元ストライキを罰金で抑圧し、退職・保健両年金制度も改悪しようとする政府・経営者に対し、不退転の拒否でこたえた。

炭労発行のパンフレット写真の子どもは、炭鉱労働者の子。プラカードは「お父さんを支持して」

法で抑圧

カーター大統領は、六日タフト・ハートレー法適用を手続き。ストライキは八十日間の中断を命ぜられ、この間、政府任命の調査委員会があっせんへ。それに対し労働者は労働組合の存在をかけて闘う意志を表明。

この闘いに対して、われわれは身近なものとして支持し、連帯を表明する。

一、アメリカ大統領と全米炭鉱労働者の労働と生命の安全を保障する解決の道を早急に見出し、ストライキを円満に収拾するよう要求する。

一、アメリカ炭鉱労働組合の要求を支持し、連帯し、団結の勝利を期待しつつ激まして行く。

以上、決議する。

☆　☆

【連合】総理府統計局がまとめた一月の労働力調査（速報）によると、完全失業者は前年同月比十二万人増、前月比十五万人増の百二十六万人となった。完全失業者の百万人台は、昨年一月以来十三カ月連続で、完全失業率も二・四％となり、昨年三月と同水準の高比率となっている。また雇用者動向をみると、男子は二千五百六万人で一つ。

126万人に　一月の完全失業者

一方、労働省が発表した一般職業紹介状況によると、有効求人倍率（求職者一人当たりの求人数）も〇・五二倍。昨年十一月と同水準の最低を記録した。

年前に比べ増加していないのに比べ、女子は一千二百六十万人となり四十万人の増加。比較的低賃金である女子の採用が目立つ。

全逓京都が反弾圧闘争に立つ

今、全逓京都の全職場で国の権力の弾圧に対する激しい抗議と、反対闘争がまき起こっている。

まず今年一月二十一日のこと、郵政当局は全逓京都の洛東支部の山科分会の活動家に対し、停職二人を含む二十三人にものぼる処分攻撃を加えてきた。明らかにこれは、昨年十一月頃、組合脱退者に対して行った説得行動への報復に違いはなかった。処分理由は「暴力・暴行」「業務妨害」「職場秩序の紊乱」、などおきまりの文句だったが。

全逓京都が非処分者を包みながら、組織をあげて抗議行動を広げていったのは述べるまでもなかろう。

ところが二月二十四日早朝のこと、こんどは警察と検察当局が、突然活動家の五人を逮捕し、強制捜査という弾圧を加えてきた。

いうまでもなくそのねらいは全逓組織の混乱をめざしていたが、全逓京都はいっている――

「なぜの逮捕・捜査か。権力側がいう〝傷害暴力等処罰に関する法律〟にもとづくものなら、逮捕はとくに逃亡と証拠隠滅の恐れがあるときに限られているはずだ。暴力団ならいざ知らず、われわれには逃亡も、証拠隠滅も詮にならぬ。ねらいは組合とその運動に対する弾圧以外にはない」

全逓京都地区は、支部・分会とともに、総力をあげて強固なストライキ態勢を、反弾圧闘争とともに確立して行くことを決意している。

なお、逮捕された人びとは次の通りである。（敬称略）

対　林　勇

京都市山科区勧修寺北大日町一六三　上原　義信

〃　山科区西野山中島井町一の一、ナカイ荘七号　柳　忠一

京都府向日市寺戸町二の坪二〇　土居　正次

京都市伏見区深草野田町一五の二、野田寮　岩崎　富男

〃　山科区川田御輿塚二四の二四

いずれも全逓山科分会（京都市山科区西野阿芸沢町一の五、山私郵便局内）の活動家。（本紙五面の〝火花〟欄の、稲村さんの手記を参考に）

（新聞は、闘いの先頭に立つ職場新聞の一つ）

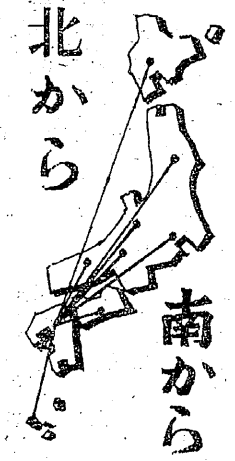

刑訴法特例法案国会へ

重大情勢はらむ後半

福田内閣は日を重ねるごとに、恐るべき反動ぶりをさらけだしてきたが、その一つを刑事訴訟法特例法を押しだしてきた事実に見ることができる。

この特例法が民主運動や労働運動の弾圧をねらったものだということは、本紙がすでに前号で明らかにした。

政府は心ある人びとから強い反対の声があがっている事実を知っていながら、刑事訴訟法の改悪をねらったこの法の国会成立をめざしている。

弁護人がいなければ公判は開廷できないとする現行法は、近代刑事裁判の原理とされているのを、法案はそれを真正面から否定して、弁護人なしでも裁判が行えるようにするのが政府・支配層のねらい。日本弁護士会は「戦前の暗黒裁判の復活に道を開く最大の悪法」として、法案を葬るために取り組んでいる。

こんどの国会の前途もまた、重大な情勢をはらんでいる。

マイホームはできたものの

港務指導部　S　生

昨年ささやかながら、小さなマイホームを手に入れた。

いろいろあったにしても、やっぱり新しいのはいいもんだ。天井も、バスも、トイレも、畳も。ついでに、もうひとつのものも新しかったら最高だが、そこまではできぬことだと辛抱している次第。

初めは、なアに土地と住まいだけの資金があれば何とかなる、と思ったのが凡人のあさはかさ。そのほかにも経費いろいろで、尻の毛までむしられる思いである。五十年の苦労がいっぺんに吹っ飛んでしまう思い。

プロ野球の選手は、月給が百八十万円だとか。月とスッポンどころの話ではない。

勤続三十二年と数カ月。港務所の退職金八百五十万円也。人間一生の労働力を提供してきてこれである。マイホームをもつのは容易なことではない。テレビのコマーシャルではないが、「男子四十にして立つ」というのはいずこのことやら。こっちは、両肩を人にささえられてよろよろと立ちあがるとでもいうところか。

労働者にとって、世のなかは残酷なものである。

×

港務指導部一分会新聞〝きかんしゃ〟（NO・一。三月十二日発行）から。